

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第4四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	振り仮名の市町村長記録に係る戸籍情報システム改修業務委託	情報処理	富士フィルムシステムサービス株式会社	1,936,000円	令和8年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
2	POSプログラム用アプリケーション導入業務委託	情報処理	株式会社寺岡精工	3,630,000円	令和8年2月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進(大阪市市民活動総合支援事業)業務委託 長期継続	その他	株式会社コリアジャパンセンター	65,833,668円	令和8年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	しごと情報ひろば総合就労サポート事業業務委託 長期継続	その他	株式会社東京リーガルマインド	272,486,994円	令和8年3月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

振り仮名の市町村長記録に係る戸籍情報システム改修業務委託

2 契約相手方

富士フィルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は法務省より発出された「戸籍情報システム標準仕様書」に対応するために必要となる戸籍への「振り仮名」対応に必要なシステム開発を行い、クラウド環境の戸籍情報システムに開発したソフトウェアを適用するものである。

富士フィルムシステムサービス株式会社は令和7年12月26日に契約締結した「令和7年度 戸籍クラウドシステムサービス利用契約」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、戸籍情報システムのクラウドサービス利用、システム保守及びサービス利用に関する各種サポートを行っている。本業務は現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

POSプログラム用アプリケーション導入業務委託

2 契約相手方

株式会社寺岡精工

3 随意契約理由

本業務は、住民票等発行手数料のキャッシュレス化のために令和6年度に調達したキャッシュレス決済端末に連動可能なPOSレジシステムに、ストレスを感じない窓口サービスの実現に向けた業務の円滑化に必要な機能を追加するためのPOSプログラム用アプリケーションを追加導入するものである。

現行のPOSレジシステムは「POSレジシステム及び自動釣銭機一式 買入(令和6年9月10日付け大契甲第192号)」の受注者である株式会社寺岡精工から調達したものであり、同社が独自で開発・製造した製品である。

アプリケーションの追加導入作業には特殊な技術や手法を用いる必要があり、製造元の会社のみ対応可能であるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進（大阪市市民活動総合支援事業）業務委託 長期継続

2 契約相手方

株式会社コリアジャパンセンター

3 随意契約理由

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化する中、多様な活動主体が社会貢献活動に参画しやすく、連携・協働を進めやすい環境づくりを進めるためには、社会情勢や地域課題・社会課題の変化及び多岐にわたる団体の状況を踏まえ、迅速かつ柔軟に市民活動団体等への支援を行う必要がある。また、活動主体間のつながりが生まれても、短期間では連携・協働へと発展させることが難しいことが多く、長期的な支援を視野に入れながら、伴走支援していくことが必要である。

本事業は、上記の支援等を業務委託により実施するものであり、多様な活動主体間の連携・協働を推し進めていくためには、「民間の中間支援組織」等と連携するとともに、市民活動団体や社会貢献活動に関心の強い企業などとの幅広いネットワークやコーディネート能力、社会情勢や社会課題の変化等を踏まえた、団体等への支援に関するノウハウなど、市民活動に関する専門的な知識や経験が求められる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社コリアジャパンセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社コリアジャパンセンターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ

TEL 06-6208-7344

随意契約理由書

1 案件名称

しごと情報ひろば総合就労サポート事業業務委託 長期継続

2 契約相手方

株式会社東京リーガルマインド

3 随意契約理由

本事業では、支援対象者の背景やニーズの多様性や今後予測される雇用情勢や就職活動の変化に対応するため、各業務メニューの実施に際しては、民間事業者の高度な専門性と創造性が必要とされている。

相談業務では、支援対象者ごとの課題を克服し、早期就職を果たすための取組を充実させ、アウトリーチ業務では、若者、女性、中高年世代など、それぞれのニーズに合ったイベントを計画し実施する必要がある。また、就職意欲の向上を促し、マッチングにつなげるために、求人開拓において、開拓した求人を分かりやすく求職者に伝えるための新たな工夫が求められる。コロナ禍をきっかけに、オンライン転職サイトの増加や、企業の求人活動方法が多様化し、自社ホームページからの応募などが一般化しつつある。しかし、こうした就職活動スタイルに対応できない方々に対する公的な就労支援が重要であり、多様化する就職活動に対応できる支援メニューの充実が求められている。

令和6年度民間ネット調査では、本事業を「知らない」と回答した割合が67.6パーセントであり、認知度を向上させ、来所者の増加につなげることが課題である。現在はチラシ・ポスター・ホームページでの周知が主となっているが、新たに、年代ごとに適したSNSの活用や、利用者からの口コミの促進等、新規利用者の掘り起こしのための新たな情報伝搬の仕組みが求められる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社東京リーガルマインドの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社東京リーガルマインドと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

TEL 06-6208-7351